

平成29年6月1日

まちづくり委員会資料

平成29年第2回定例会提出予定議案の説明

議案第68号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

まちづくり局

目 次

議案第68号

【川崎市手数料条例の一部を改正する条例】

- 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要…………… 1
- 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表…………… 2

参考資料

租税特別措置法施行令の一部改正

(平成29年3月31日公布、平成29年4月1日施行) 新旧対照表…………… 3

地方税法施行令の一部改正

(平成29年3月31日公布、平成29年4月1日施行) 新旧対照表…………… 4

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

1 条例の趣旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料(別に定めるものを除く)に関し、必要な事項を定めるための条例。

2 改正概要

(1) 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う所要の整備

租税特別措置法施行令の一部改正(平成29年3月31日公布、平成29年4月1日施行)により、同施行令第25条の4第10項(中高層耐火建築物等の取得のための買換え及び交換に係る譲渡所得の課税の特例について、中高層耐火建築物等の取得期間の延長期限に係る規定)が加えられたことに伴い、条例において引用している同条第16項(中高層耐火建築物等を取得することが困難である特別な事情に係る規定)が第17項に繰り下げられたため、所要の整備を行う。

〈条例の改正内容(条例第2条)〉

第279号(特定民間再開発事業における地区外転出事情認定の審査に関する手数料)

| | |
|-----|------------------------|
| 旧 | 「租税特別措置法施行令第25条の4第16項」 |
| ⇒ 新 | 「租税特別措置法施行令第25条の4第17項」 |

(2) 地方税法施行令の一部改正に伴う所要の整備

地方税法施行令の一部改正(平成29年3月31日公布、平成29年4月1日施行)により、同施行令附則第12条第22項及び第23項(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額に係る規定)が加えられたことに伴い、条例において引用している同施行令附則第12条第24項(地震に対する安全性に係る基準に係る規定)が第26項に繰り下げられたため、所要の整備を行う。

〈条例の改正内容(条例第2条)〉

第281号(耐震改修が行われた住宅が地震に対する安全性に係る基準に適合する旨の証明書の交付に関する手数料)

第282号(耐震改修が行われた家屋が地震に対する安全性に係る基準に適合する旨の証明書の交付に関する手数料)

| | |
|-----|---------------------|
| 旧 | 「地方税法施行令附則第12条第24項」 |
| ⇒ 新 | 「地方税法施行令附則第12条第26項」 |

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第269号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(278) 略</p> <p>(279) 租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査 1件につき 24,000円</p> <p>(280) 略</p> <p>(281) 地方税法附則第15条の9第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修が行われた住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第26項に掲げる基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円</p> <p>(282) 地方税法附則第15条の10第1項の規定に基づく同法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われた家屋が地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円</p> <p>(283)～(285) 略</p> | <p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第269号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(278) 略</p> <p>(279) 租税特別措置法施行令第25条の4第16項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査 1件につき 24,000円</p> <p>(280) 略</p> <p>(281) 地方税法附則第15条の9第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修が行われた住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第24項に掲げる基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円</p> <p>(282) 地方税法附則第15条の10第1項の規定に基づく同法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われた家屋が地方税法施行令附則第12条第24項に規定する基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円</p> <p>(283)～(285) 略</p> |

租税特別措置法施行令（平成29年政令第114号、平成29年4月1日施行）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>○租税特別措置法施行令 昭和32年3月31日号外政令第43号 (略) (既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例) 第二十五条の四 1～9 (略) <u>10 法第三十七条の五第二項において準用する法第三十七条第八項に規定する政令で定める日は、同条第四項に規定する取得指定期間の末日の翌日から起算して二年以内の日で法第三十七条の五第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることができるものとして同条第二項において準用する法第三十七条第八項の所轄税務署長が認定した日とする。</u> <u>11～16 (略)</u> <u>17 法第三十七条の五第五項に規定する政令で定める場合は、同条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡をした個人及び第二項に規定する建築主の申請に基づき、都道府県知事が、当該個人につき当該個人又は当該個人と同居を常況とする者の老齢、身体上の障害その他財務省令で定める事情により、当該個人が同号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物を取得してこれを引き続き居住の用に供することが困難であると認められる事情があるものとして認定をした場合とする。</u> <u>18～21 (略)</u> (略)</p> | <p>○租税特別措置法施行令 昭和32年3月31日号外政令第43号 (略) (既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例) 第二十五条の四 1～9 (略) (新設) <u>10～15 (略)</u> <u>16 法第三十七条の五第五項に規定する政令で定める場合は、同条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡をした個人及び第二項に規定する建築主の申請に基づき、都道府県知事が、当該個人につき当該個人又は当該個人と同居を常況とする者の老齢、身体上の障害その他財務省令で定める事情により、当該個人が同号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物を取得してこれを引き続き居住の用に供することが困難であると認められる事情があるものとして認定をした場合とする。</u> <u>17～20 (略)</u> (略)</p> |

地方税法施行令（平成29年政令第118号、平成29年4月1日施行）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>○地方税法施行令 昭和25年7月31日号外政令第245号 (略) 附 則 (略) (固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲) 第十二条 1～21 (略) <u>22 法附則第十五条の八第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> 一、二 (略) <u>23 法附則第十五条の八第四項に規定する専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅とする。</u> 一、二 (略) <u>24、25 (略)</u> <u>26 法附則第十五条の九第一項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準は、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。</u> <u>27～56 (略)</u> (略)</p> | <p>○地方税法施行令 昭和25年7月31日号外政令第245号 (略) 附 則 (略) (固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲) 第十二条 1～21 (略) (新設) (新設) <u>22、23 (略)</u> <u>24 法附則第十五条の九第一項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準は、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。</u> <u>25～44 (略)</u> (略)</p> |